

議案第26号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいから、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 取得の目的 スポーツ施設及びバス待機場の整備
- 2 取得の相手方 神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号
NECプラットフォームズ株式会社
代表取締役 執行役員社長 保 坂 岳 深

3 財産の所在、種別及び数量

(1) 土地

所 在	地 目	面 積 (㎡)
一関市字柳町2番6	宅地	695.23
一関市字柳町4番1	宅地	5,694.54
一関市字柳町69番2	宅地	198.37
計		6,588.14

(2) 建物

所 在	種 類	延床面積 (㎡)
一関市字柳町4番地1	体育館	2,309.91

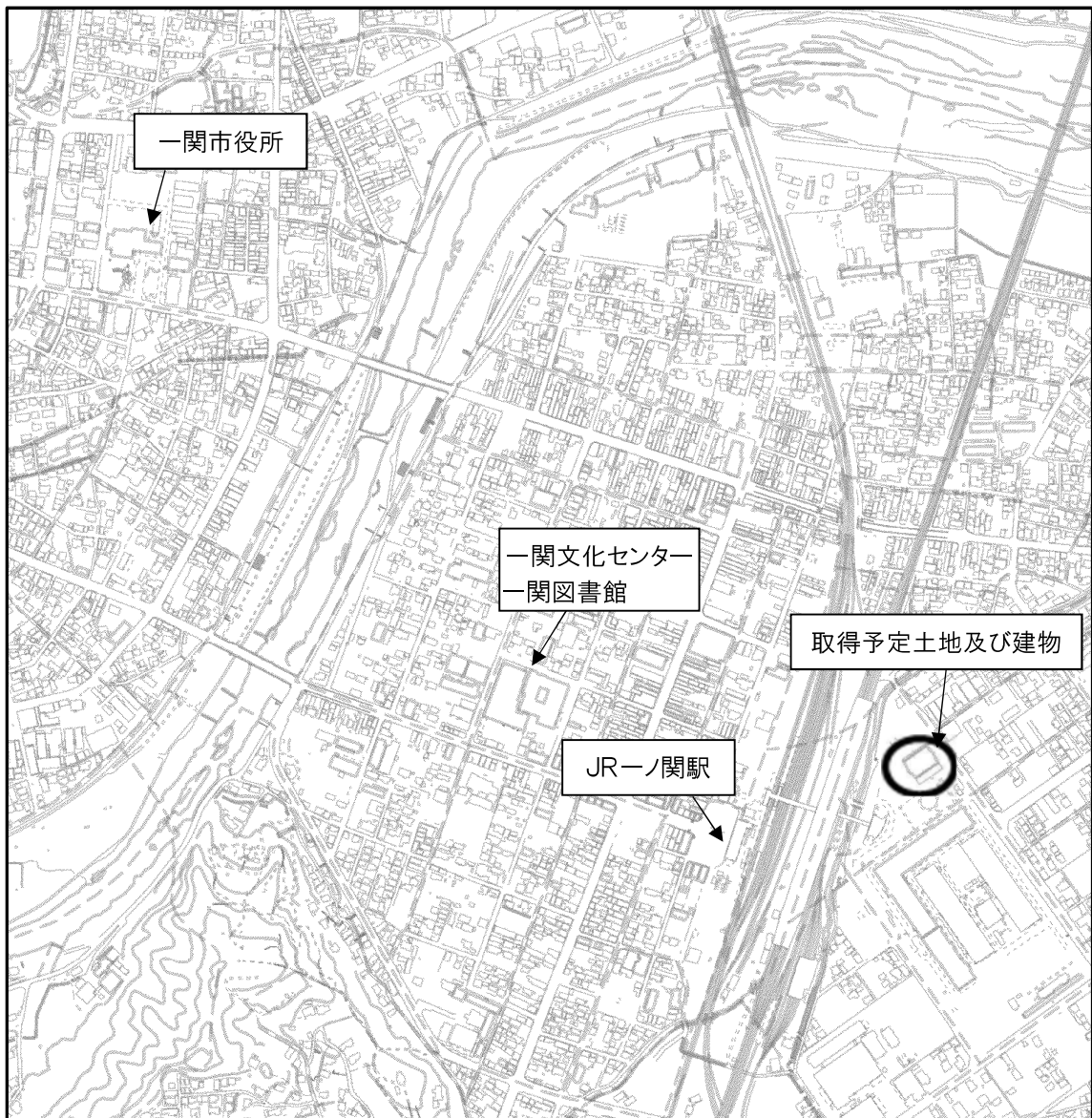
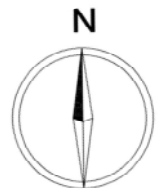
- 4 取得価格 212,440,000円

議案第26号 参考資料No. 1

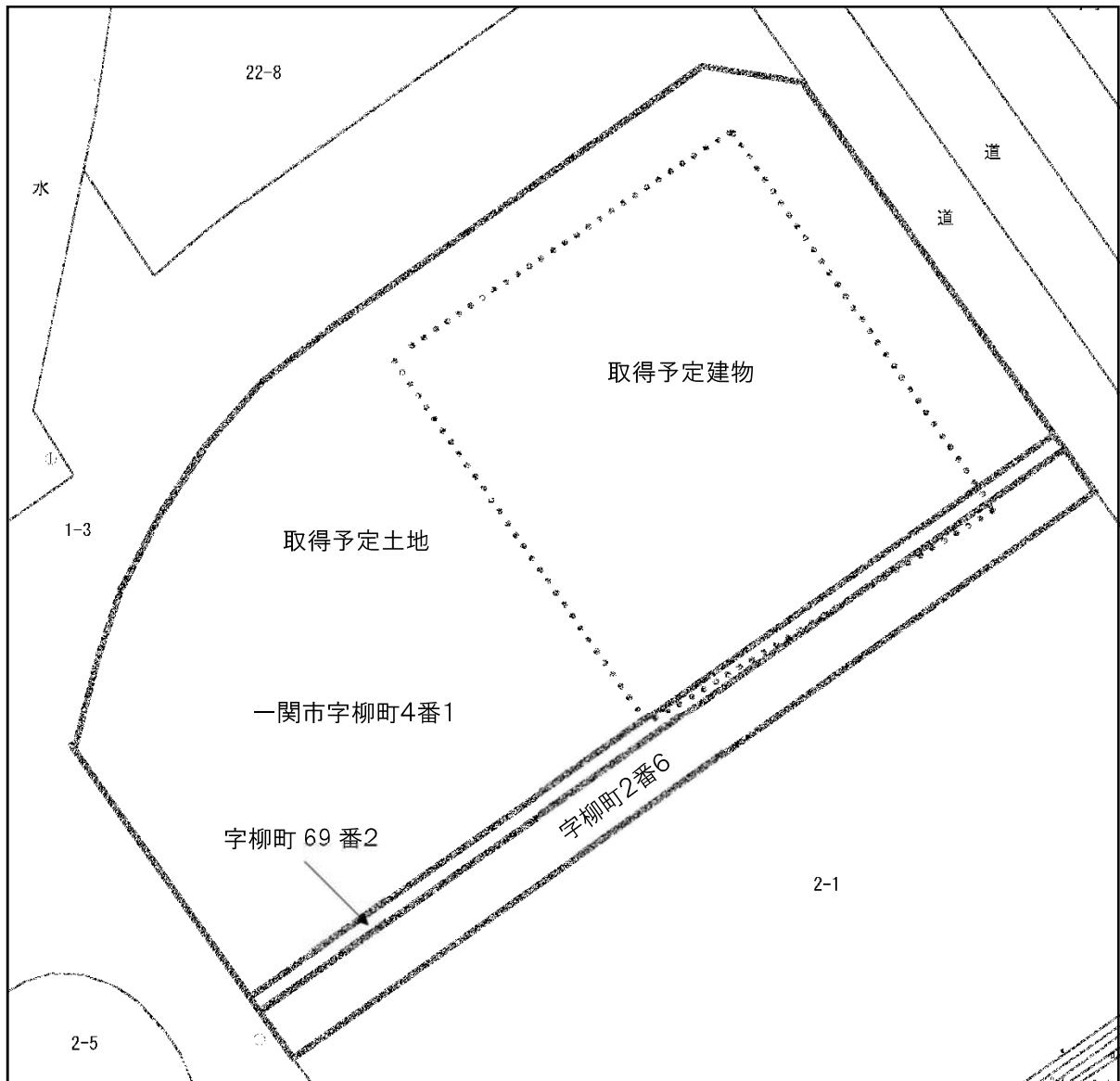
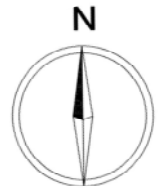
財産の取得の理由

スポーツ施設及びバス待機場を整備するため、字柳町2番6ほか2筆の土地及び建物をNECプラットフォームズ株式会社から取得しようとするものである。

位 置 図



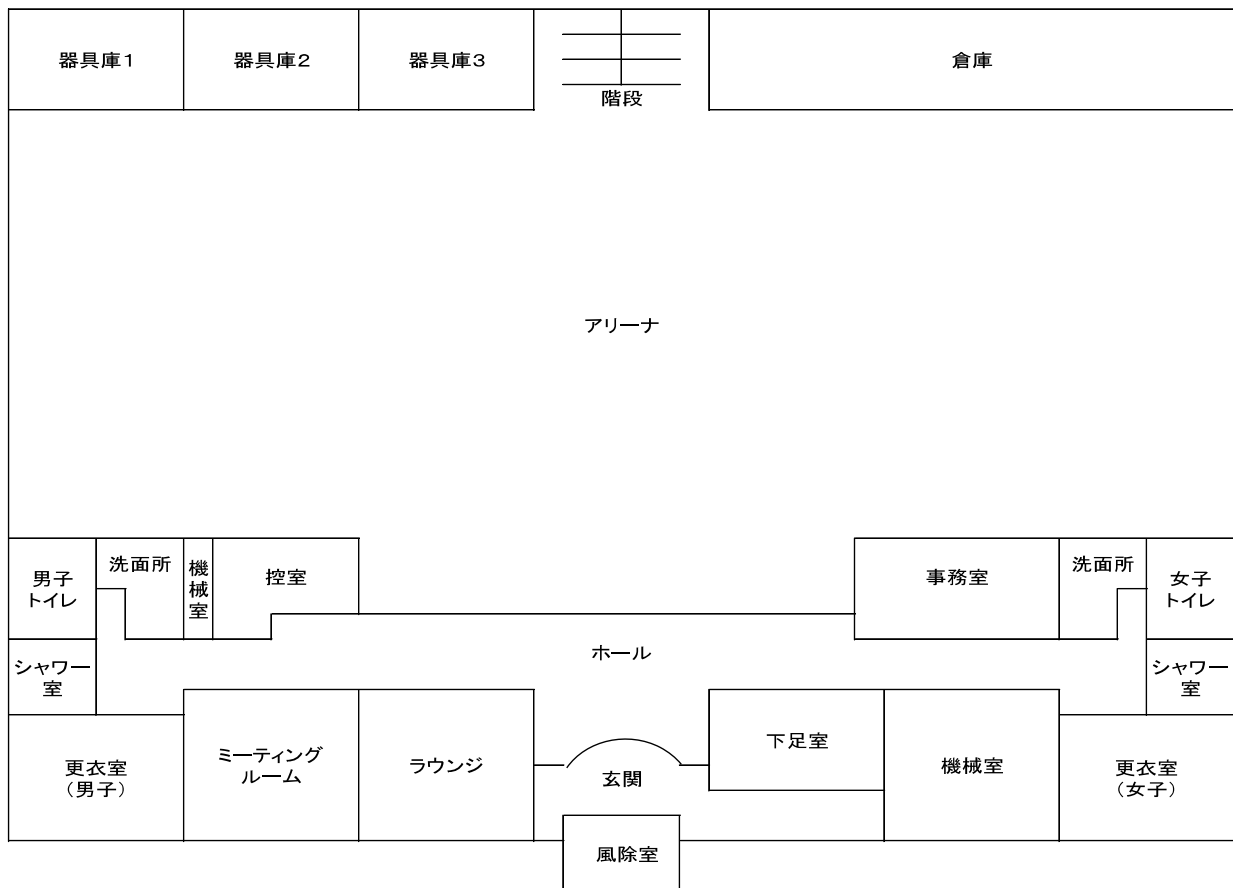
所 在 図



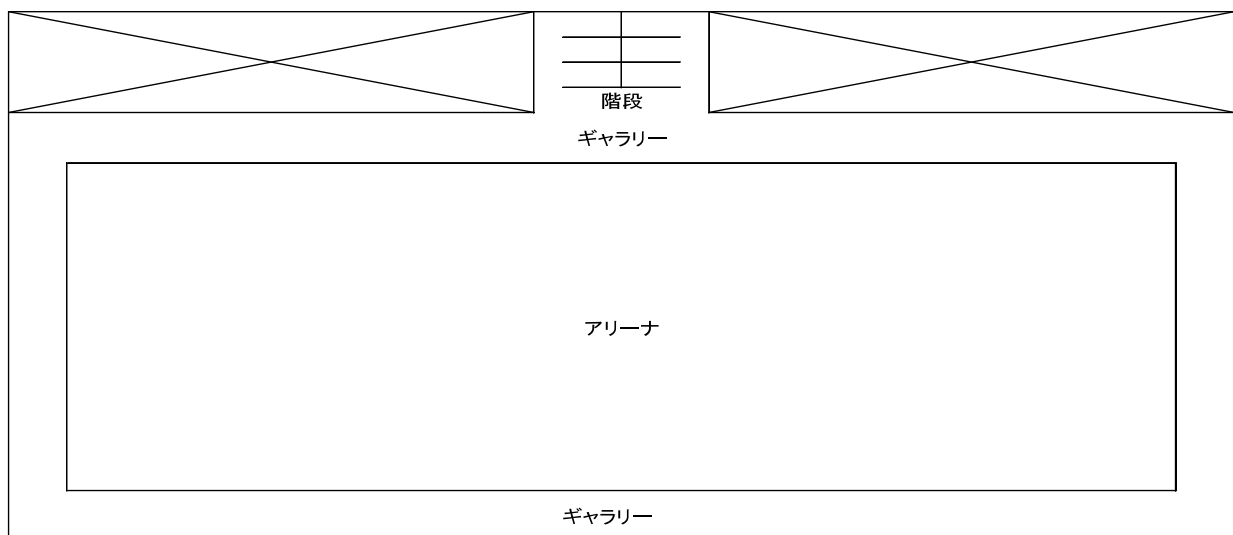
建 物 平 面 図



1 階



2 階



議案第27号

市道路線の廃止、変更及び認定について

市道路線を次のとおり廃止、変更及び認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

1 廃止する路線

地域名	路線番号	路線名	起 点	終 点
室根	6-2061	折壁大洞2号線	室根町折壁字入沢	室根町折壁字入沢
室根	6-2062	折壁大洞3号線	室根町折壁字大洞	室根町折壁字大洞
室根	6-2310	折壁打越3号線	室根町折壁字打越	室根町折壁字打越
室根	6-2311	折壁打越4号線	室根町折壁字打越	室根町折壁字打越

2 変更する路線

地域名	路線番号	路線名	起 点	終 点	変更前後の別
一関	1-4079	大川原三本木線	滝沢字大川原	滝沢字三本木	変更前
		三本木線	滝沢字三本木	滝沢字三本木	変更後
一関	1-7020	原沢1号線	舞川字原沢	舞川字原沢	変更前
			舞川字原沢	舞川字馬洗渚	変更後

3 認定する路線

地域名	路線番号	路線名	起 点	終 点
一関	1-7218	原沢5号線	舞川字原沢	舞川字原沢
室根	6-115	大里大畑線	室根町折壁字大里	室根町矢越字大畑
室根	6-2329	入沢大洞線	室根町折壁字入沢	室根町折壁字大洞
室根	6-2330	折壁三峰2号線	室根町折壁字三峰	室根町折壁字三峰

室根	6-2331	折壁打越5号線	室根町折壁字打越	室根町折壁字打越
室根	6-2332	折壁打越6号線	室根町折壁字打越	室根町折壁字打越
室根	6-2333	折壁打越三峰線	室根町折壁字打越	室根町折壁字三峰
室根	6-2334	宿前線	室根町折壁字宿前	室根町折壁字宿前

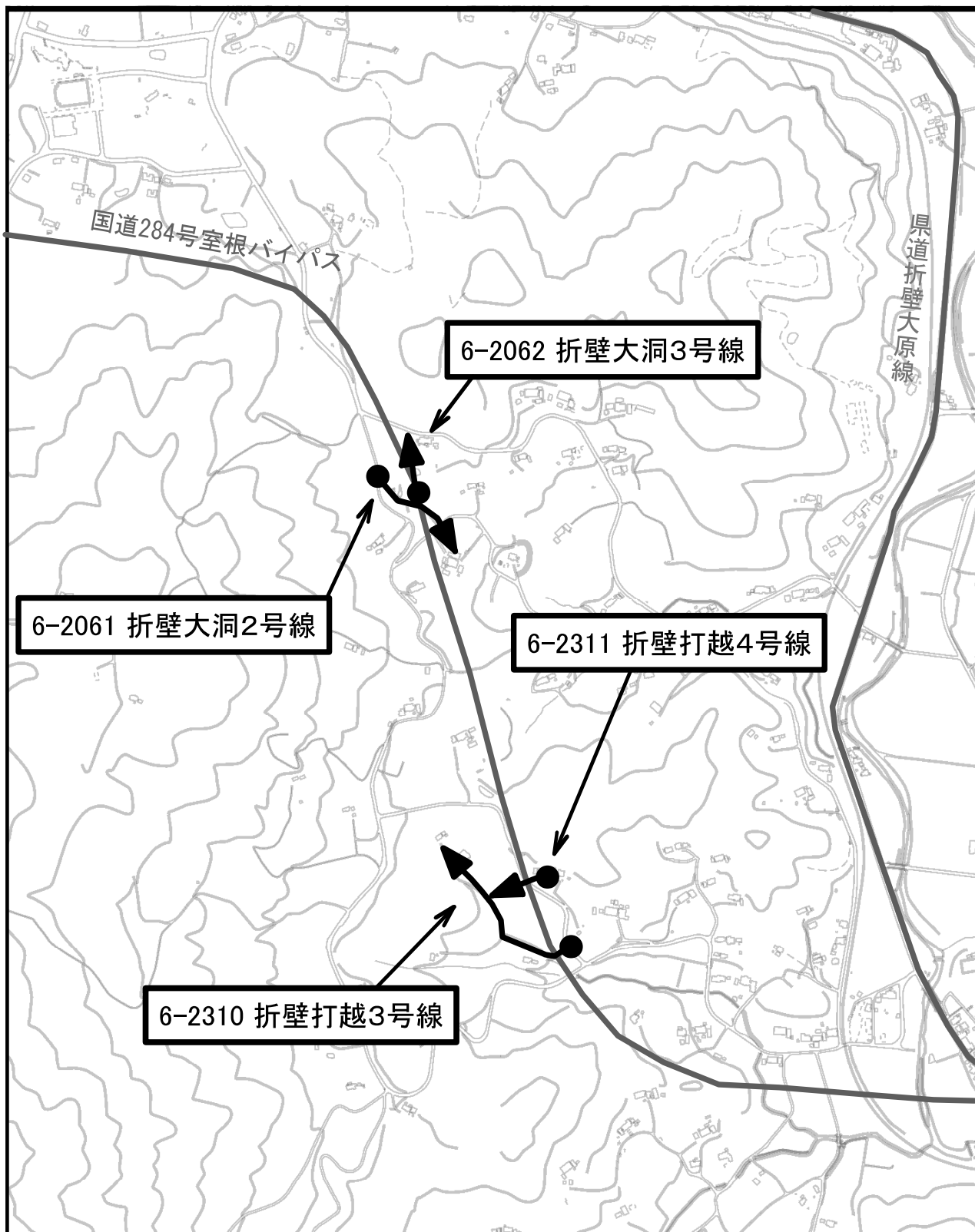
廃止する路線図



室根地域

● 起点

▲ 終点



変更する路線図



一関地域



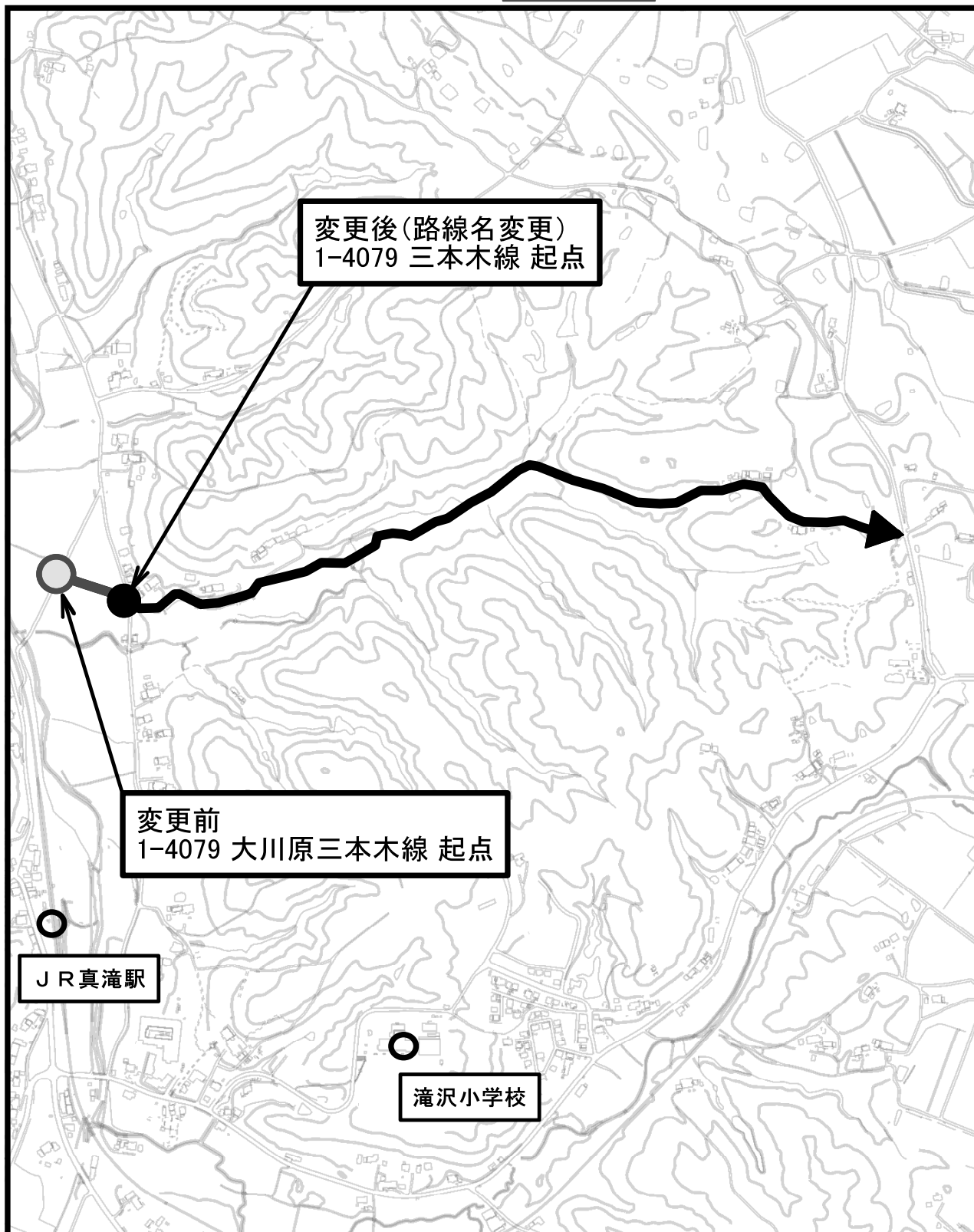
変更前起点



変更後起点



終点

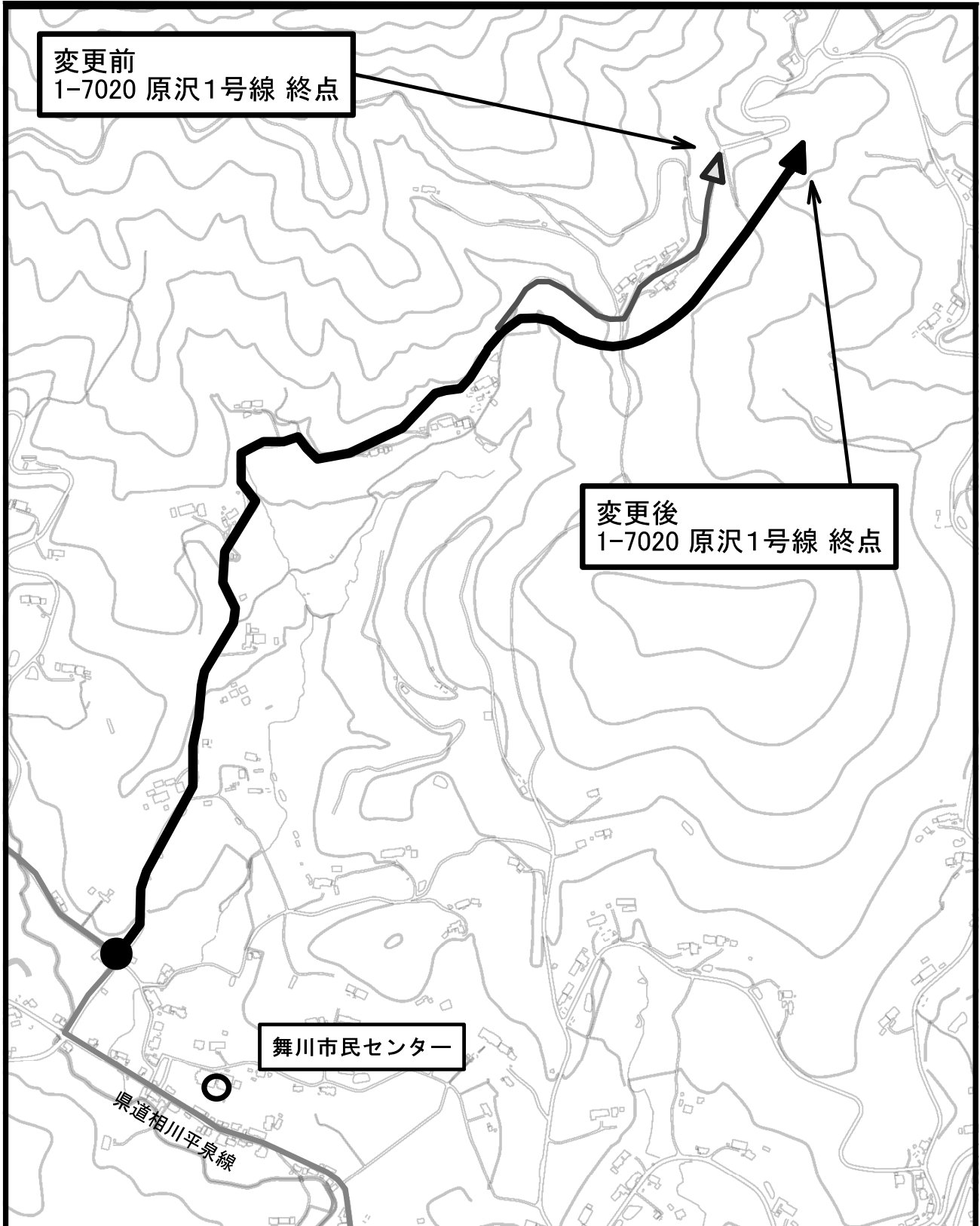


変更する路線図



一関地域

● 起点 ▲ 変更前終点 ▲ 変更後終点



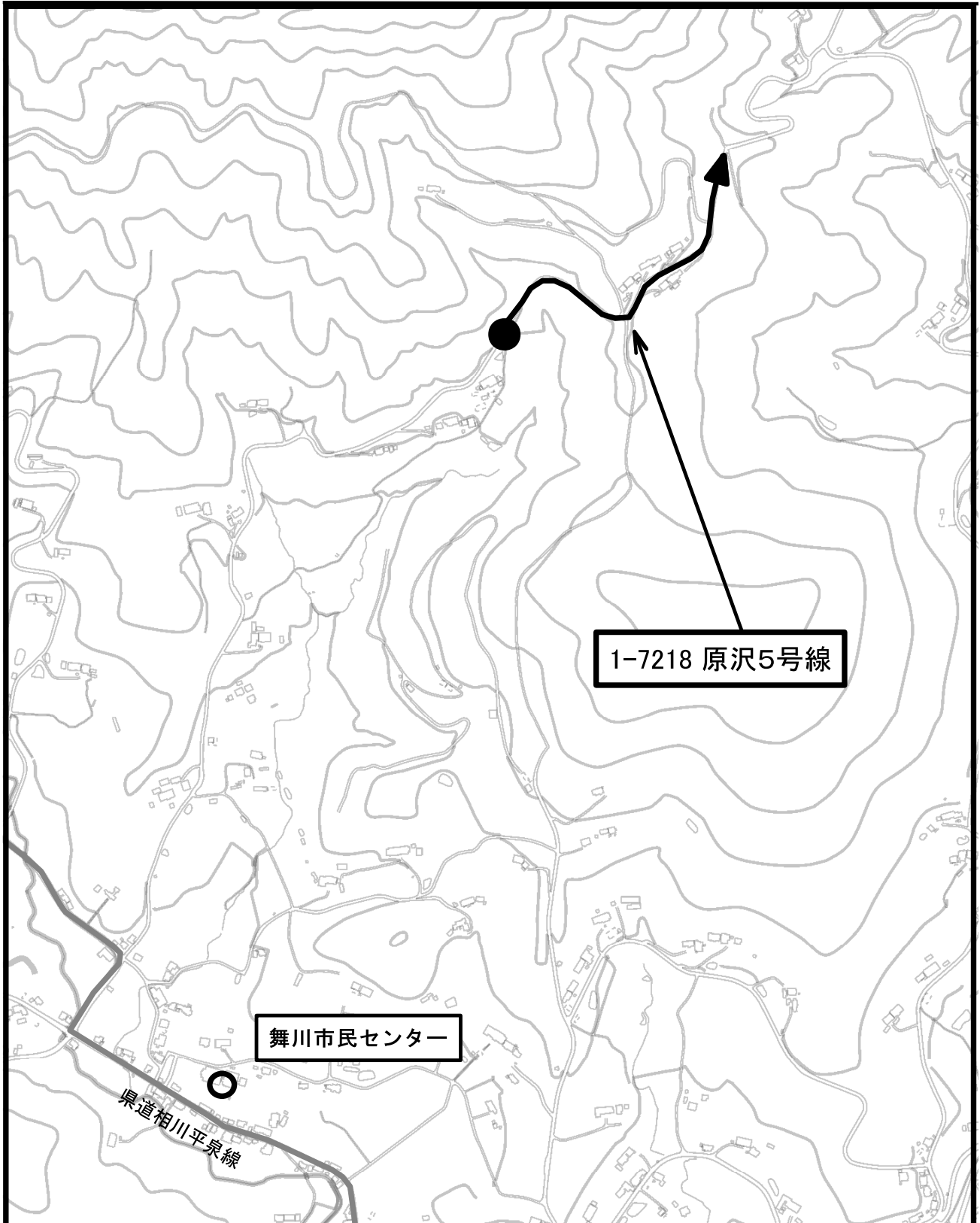
認定する路線図



一関地域

● 起点

▲ 終点



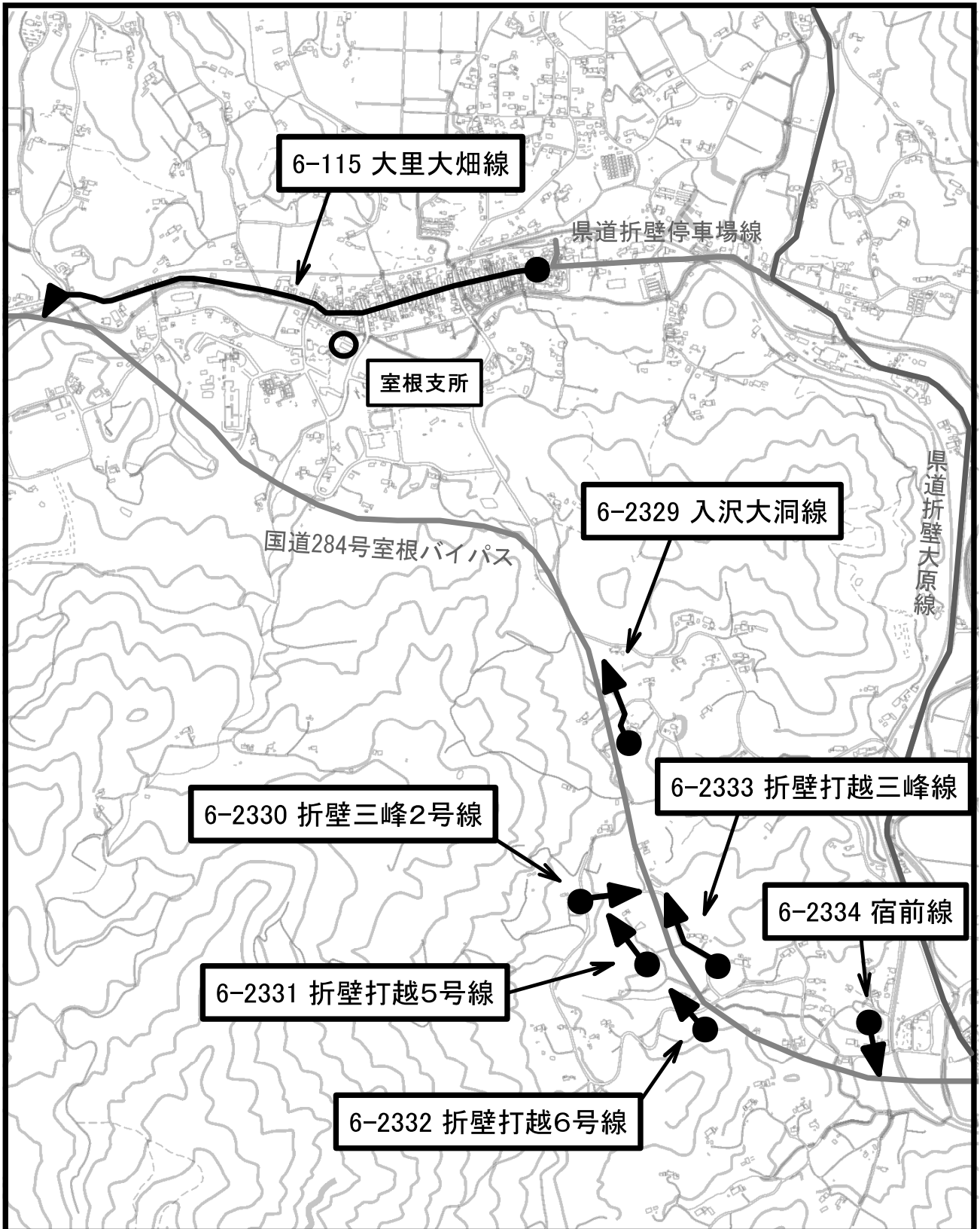
認定する路線図



室根地域

● 起点

▲ 終点



議案第 28 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

総合整備計画書

岩手県 一関市 中川辺地
 (辺地の人口 560 人 面積 45.7km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
 中川字新城、字野田、字小向、字伍和田、字弓細工、字中山、字清水、字根岸、字上ノ山、
 字大中斉、字篠ヶ崎、字菅ノ沢、字久保田
- (2) 辺地の中心の位置
 一関市大東町中川字菅ノ沢 2-1
- (3) 辺地度点数 115 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、市の中心部から北東に約 46km の山間地域に位置し、主な農業経営は、水稻、転作作物、畜産及び果樹となっている。当地域の市道野田線は、市道大原中川線と林道川井住田線を結ぶ生活道路であるが、現道は狭小で縦断勾配も急であり、交通安全上支障をきたしていることから、地域住民の生活基盤の整備を図る必要がある。

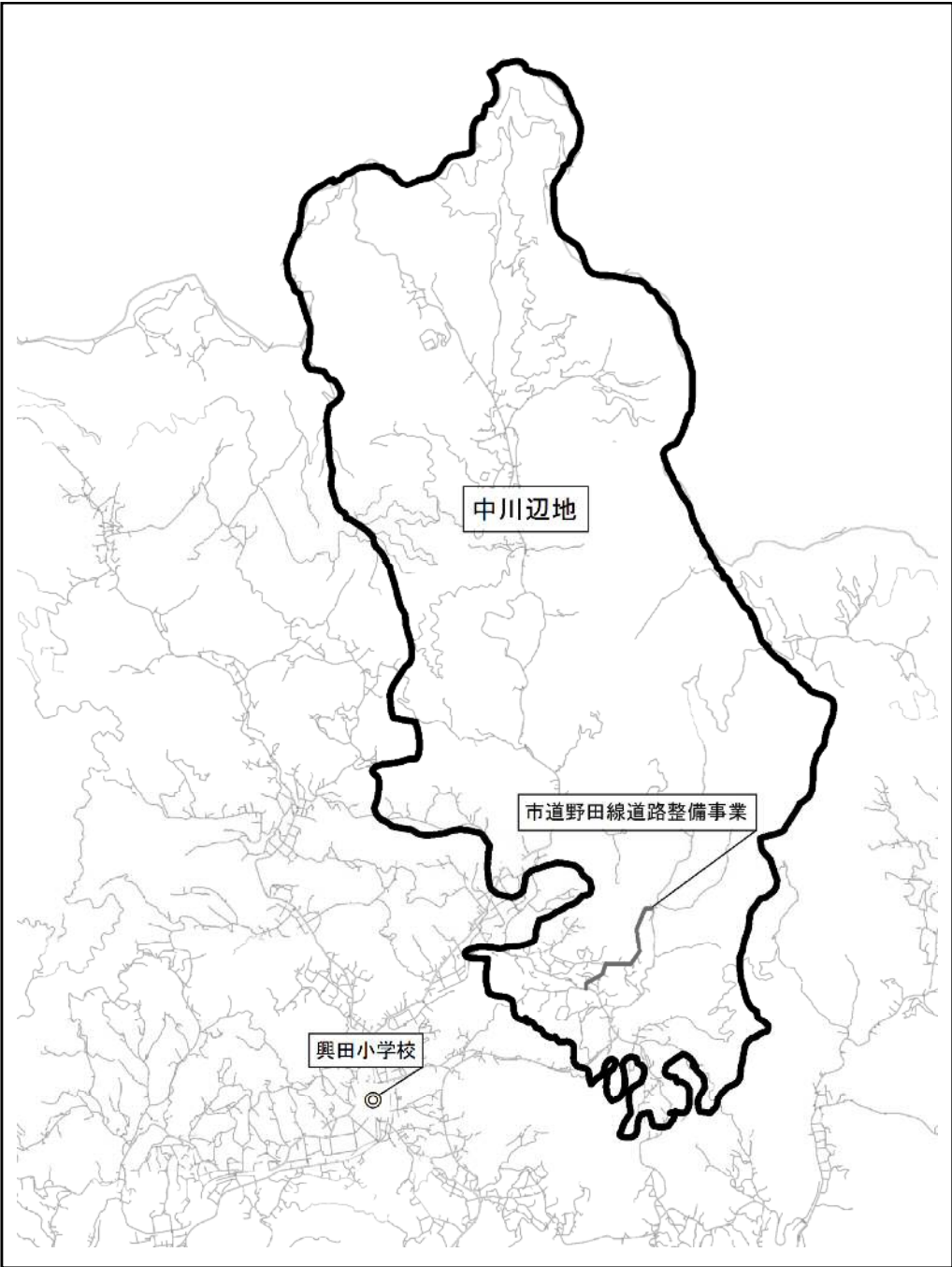
3 公共的施設の整備計画

平成 31 年度から平成 33 年度まで 3 年間

(単位 千円)

施設名 事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう	一関市	82,000	32,800	49,200	49,200
合	計	82,000	32,800	49,200	49,200

中川辺地総合整備計画図



議案第 29 号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

平泉町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、一関市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 25 年一関市条例第 19 号）の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成25年10月25日に一関市と平泉町との間で締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

地域保健医療体制の充実	取組の内容	行政や関係機関が設置する高齢、障がい、子育て等の各分野の相談窓口の連携を図るとともに、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、保健、医療、福祉、介護などの関係機関・団体の連携を強化しながら、地域保健医療体制の充実に取り組む。
	一関市の役割	医療機関相互の機能分担や連携を促進するとともに、保健、医療、福祉、介護などの関係機関の連携により、地域保健医療体制の充実に努める。 また、救急医療体制の充実のため、圏域の医療機関等に対し、必要な支援を行うとともに、かかりつけ医など医療機関の適正受診や救急車の適正利用等について市民への周知を図る。
	平泉町の役割	保健、医療、福祉、介護などの関係機関の連携により、地域保健医療体制の充実に努める。 また、救急医療体制の充実のため、圏域の医療機関等に対し、必要な支援を行うとともに、かかりつけ医など医療機関の適正受診や救急車の適正利用等について町民への周知を図る。
医療従事者の確保対策	取組の内容	圏域における医師をはじめとした医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に取り組む。

	一関市の役割	圏域における医師をはじめとした医療従事者の現状を把握し、その確保を図るとともに課題解決に向けた取組を推進する。
	平泉町の役割	圏域の医療従事者確保のため、医師等の確保に向けた取組を推進する。

(2) 福祉

総合的な子育て支援	取組の内容	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援に取り組む。
	一関市の役割	母子保健事業の充実や相談体制の確立を図るとともに、安心して子どもを産み育てる環境づくりと、幼児教育施設及び保育施設のサービスを充実し、子どもを豊かに育む保育環境の整備を推進する。
	平泉町の役割	安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする総合的な子ども・子育て支援を推進する。
地域で安心して暮らせる環境整備	取組の内容	健康寿命延伸のため、生活習慣病予防及び介護予防を推進するとともに、一人暮らしや介護が必要になった高齢者、障がい者が家庭や地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、在宅介護及び日常生活の支援に取り組む。 また、安定的かつ継続的に介護サービスを供給できるよう、必要な施設整備を図るとともに介護人材の確保、定着、育成に努める。
	一関市の役割	生活習慣病予防及び介護予防を推進するとともに高齢者や障がい者に対する生活支援、介護、福祉などのサービス体制の充実を図る。 また、中長期的な視点から圏域内の介護施設整備や介護人材の確保、定着、育成を支援する。

	平泉町の役割	<p>生活習慣病予防及び介護予防を推進し、高齢者や障がい者に対する生活支援、介護、福祉などのサービス体制の充実を図る。</p> <p>また、中長期的な視点から圏域内の介護施設整備を支援する。</p>
--	--------	---

(3) 産業振興

文化と地域資源を活かした観光の振興	取組の内容	<p>世界遺産「平泉」や「もち食文化」に加え、多様な地域資源を掘り起し、磨き上げるとともに、訪日外国人を含め観光客のニーズに対応した受入環境の整備を進め、魅力ある観光地の形成に取り組む。</p> <p>また、仙台圏、首都圏の国内観光客と訪日外国人をターゲットとしたプロモーションを展開し、誘客拡大を図る。</p>
	一関市の役割	<p>関係機関・団体と連携し、地域資源の活用と魅力を発信するとともに、滞在型観光の推進と受入環境の整備を進め、世界遺産「平泉」を中心とする観光地の魅力向上に努める。</p>
	平泉町の役割	<p>関係機関・団体と連携し、地域資源の活用と魅力を発信するとともに、滞在型観光の推進と受入環境の整備を進め、世界遺産「平泉」を中心とする観光地の魅力向上に努める。</p>
企業の育成等の工業振興	取組の内容	<p>産学官連携及び圏域内企業間連携による企業の技術開発等を促進し、新たな産業や事業の創造を目指す。</p> <p>また、圏域の中小企業の育成を支援するとともに企業が立地しやすい環境整備と企業誘致及び事業誘致の活動に取り組む。</p>
	一関市の役割	<p>公益財団法人岩手県南技術研究センターや一関工業高等専門学校等を活用した産学官の連携、圏域内企業連携の一層の促進を図る。</p> <p>また、競争力のある企業の育成を図るほか、企業誘致及び事業誘致の活動を積極的に行う。</p>

	平泉町の役割	企業誘致活動と中小企業の安定した成長が図られるような取り組みを行う。
農産物のブランド化などの農業振興	取組の内容	圏域の豊かな農産物資源等を活用した付加価値の高い商品開発や、新たな顧客の開拓と販路構築のための取組を支援する。
	一関市の役割	生産者等が行う圏域の農産物の知名度向上と、その価値と魅力について消費者の理解と関心を高める販売促進活動や、農産物の付加価値向上への取組等の支援を行う。
	平泉町の役割	生産者等が行う販売促進活動や農産物の付加価値向上への取組等に対する支援を行う。
事業承継・産業人材の確保	取組の内容	圏域における産業を将来にわたって持続、発展させるため、圏域内の事業体等の魅力を発信し、人材の確保に取り組むとともに、起業・創業を支援する。
	一関市の役割	若者に対し、圏域内の事業体等への理解を深め、産業の担い手となる人材の確保、定着、育成の取組を進めるとともに、起業・創業希望者が事業の立ち上げから持続的な経営を確立できるよう支援を行う。
	平泉町の役割	産業の担い手となる人材の確保等の対策を支援するとともに起業・創業の支援を行う。

(4) 教育及び文化

教育環境の整備や教育内容の充実	取組の内容	安全な教育環境の確保と併せ、家庭、学校、地域、行政が一体となって子どもたちを育てていく環境を目指し、個性を大切にしながら確かな学力と豊かな人間性を培い、国際理解や郷土理解の学習など総合的な人づくり教育に取り組む。
	一関市の役割	心豊かにたくましく、郷土の誇りを未来につなぐ人材を育むため、地域と連携した様々な体験活動の実践や国際性を身に付けるための教育を推進する。

	平泉町の役割	学校、家庭、地域、行政の連携のもと、子どもたちの多様な個性と能力を伸ばし、社会を担う人材育成を推進する。
生涯学習環境の充実やスポーツ活動の振興	取組の内容	住民の多様な学習ニーズに沿った事業を実施し、自主性を基本に据えながら地域づくりに発展する生涯学習の展開を目指すとともに、文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、文化施設や社会体育施設の相互利用を推進するなどスポーツに親しめる環境整備に取り組む。
	一関市の役割	圏域の生涯学習施設、文化施設及びスポーツ施設の利用の周知やイベント情報の取りまとめを行い、市民に対し、総合的な情報提供を推進するとともに必要な設備整備に努める。
	平泉町の役割	圏域の生涯学習施設、文化施設及びスポーツ施設の利用の周知やイベント情報の取りまとめに協力し、町民に対し、総合的な情報提供を行うとともに必要な設備整備に努める。
世界遺産「平泉」の構成資産及び個別資産の調査研究と保存管理	取組の内容	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向け、平泉文化及び個別資産の調査研究を進めるとともに、包括的保存管理計画に基づく保存管理に取り組む。
	一関市の役割	骨寺村荘園遺跡をはじめとする個別資産等の調査研究及び保存に努める。
	平泉町の役割	世界遺産「平泉」の構成資産と併せ個別資産の調査研究及び保存に努める。

(5) 消防防災

消防防災体制などの充実	取組の内容	災害に備える住民の防災意識を高めるとともに、消防力や予防体制の強化、救急・救助体制の充実に取り組む。
	一関市の役割	消防防災体制を整備し、安全・安心を確保する取組を推進するほか、関係機関と連携し、市民の防災意識の向上に努める。
	平泉町の役割	関係機関と連携し、町民の防災意識の向上を図り、安全・安心な圏域づくりに努める。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

バス等の地域公共交通の維持	取組の内容	人口減少及び高齢化の進展を見据え、住民や圏域への来訪者の移動を支える公共交通ネットワークの維持、確保に取り組む。
	一関市の役割	交流の促進と地域の暮らしを支える公共交通ネットワークを関係機関と連携して確保する。 あわせて、公共交通の利便性、効率性の向上を図り、利用しやすい環境を整える。
	平泉町の役割	圏域内の生活バス路線及びコミュニティ交通などの利用促進活動に努める。

(2) 交通インフラの整備

圏域市町間を結ぶ主要幹線道路の整備と他圏域を結ぶ高規格道路の整備促進	取組の内容	圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進するとともに、市町境に係る道路整備のために連携し、交通渋滞の緩和や、交通安全の確保、生活の利便性の向上及び圏域内外の交流人口の拡大に取り組む。
	一関市の役割	市道等の整備を推進するとともに、交通機能の整備に係る関係機関への働きかけを行うなど、交通網の整備に努める。
	平泉町の役割	町道等の整備を推進するとともに、交通機能の整備に係る関係機関への働きかけを行うなど、交通網の整備に努める。

(3) 協働のまちづくり

住民が主体となった協働の地域づくり	取組の内容	住民が主体となった住み良い地域を形成するため、住民、地域、行政など多様な担い手がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動について、話し合いを継続しながら、合意を基に協力して行動する協働のまちづくりに取り組む。
	一関市の役割	多様な主体と行政が役割分担し、相互に支え合い、補完しながら、地域課題の解決や地域づくりに取り組む市民、地域と行政の協働を進める。

	平泉町の役割	町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民と行政との協働体制の確立を進める。
--	--------	--

(4) 地域内外の住民との交流、移住促進

移住定住の促進	取組の内容	圏域への移住希望者や圏域外に居住する圏域出身者を惹きつけ、移住につなげるよう、当圏域での暮らしの情報発信や移住促進のための取組及び若者の地元定着と出会いの場の創出を連携して進める。
	一関市の役割	圏域への移住希望者や圏域外に居住する圏域出身者へ生活情報や居住情報、雇用情報などを発信し、移住定住を促進するとともに若者の出会いの場を創出する。
	平泉町の役割	圏域への移住希望者や圏域外に居住する圏域出身者へ生活情報や居住情報、雇用情報などを発信し、移住定住を促進するとともに若者の出会いの場を創出する。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 中心市等における人材育成

圏域市町職員の育成	取組の内容	職員の合同研修などを通じて、地域をけん引する人材の育成に取り組む。
	一関市の役割	圏域の地域づくりをけん引するリーダーを育成するための研修を行う。
	平泉町の役割	研修等の支援や、人材の育成のための研修等を行う。
外部人材の確保	取組の内容	生活機能の強化に係る政策分野及びむすびつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、専門知識等を有する人材の確保に取り組む。
	一関市の役割	政策分野の取組に必要な専門的知識等を有する人材の確保に努める。
	平泉町の役割	政策分野の取組に必要な専門的知識等を有する人材の確保に努める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、一関市及び平泉町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

一関市

一関市長

平泉町

平泉町長

(関連部分抜粋、下線部分は変更部分)

変更前			変更後		
別表			別表 (第3条関係)		
1 生活機能の強化に係る政策分野			1 生活機能の強化に係る政策分野		
(1) 医療			(1) 医療		
地域保健医療体制の充実	取組の内容	<u>保健・医療における生活者の視点に立った総合的な相談体制の確立や、市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、さまざまな医療機関等の連携を強化しながら、地域保健医療体制の充実に取り組む。</u>	地域保健医療体制の充実	取組の内容	<u>行政や関係機関が設置する高齢、障がい、子育て等の各分野の相談窓口の連携を図るとともに、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、保健、医療、福祉、介護などの関係機関・団体の連携を強化しながら、地域保健医療体制の充実に取り組む。</u>
	一関市の役割	<u>病診連携、輪番制による救急医療体制の確立のため、関係機関等との調整を行うとともに、圏域の医療機関等に対し必要な支援を行うほか、医療機関の役割分担と連携強化によって医療の効率化を図るため、圏域医療機関等と連携し、住民に対するかかりつけ医制度等の普及活動など地域保健医療充実のための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。</u>		一関市の役割	<u>医療機関相互の機能分担や連携を促進するとともに、保健、医療、福祉、介護などの関係機関の連携により、地域保健医療体制の充実に努める。</u> <u>また、救急医療体制の充実のため、圏域の医療機関等に対し、必要な支援を行うとともに、かかりつけ医など医療機関の適正受診や救急車の適正利用等について市民への周知を図る。</u>
	平泉町の役割	<u>圏域の救急医療体制の確立や医療機関の連携強化、かかりつけ医制度の普及など地域保健医療充実のための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。</u>		平泉町の役割	<u>保健、医療、福祉、介護などの関係機関の連携により、地域保健医療体制の充実に努める。</u> <u>また、救急医療体制の充実のため、圏域の医療機関等に対し、必要な支援を行うとともに、かかりつけ医など医療機関の適正受診や</u>

	平泉町の役割	高齢者に対する介護サービス体制の充実を推進する。
--	--------	--------------------------

(3) 産業振興

世界遺産「平泉」を中心とする観光の振興	取組の内容	圏域への誘客につながる広域的な観光商品の提供を行うため、観光ニーズを把握し、仙台圏、東京圏への効果的な情報発信を図るほか、圏域への観光客等への情報提供、サービスの向上を図り、観光地としての魅力向上に取り組む。
	一関市の役割	観光資源の掘り起こしと魅力発信のため、関係機関・団体との調整及び企画運営を行い、世界遺産「平泉」を中心とする観光地の魅力向上に努める。
	平泉町の役割	関係機関・団体との調整及び企画運営を行い、世界遺産「平泉」を中心とする観光地の魅力向上に努める。
中小企業の育成等の工業振興	取組の内容	産学官連携による企業の技術開発等を促進し新たな産業や事業の創造を目指すとともに、地域の中小企業の育成や企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動に取り組む。

	平泉町の役割	生活習慣病予防及び介護予防を推進し、高齢者や障がい者に対する生活支援、介護、福祉などのサービス体制の充実を図る。 また、中長期的な視点から圏域内の介護施設整備を支援する。
--	--------	--

(3) 産業振興

文化と地域資源を活かした観光の振興	取組の内容	世界遺産「平泉」や「もち食文化」に加え、多様な地域資源を掘り起し、磨き上げるとともに、訪日外国人を含め観光客のニーズに対応した受入環境の整備を進め、魅力ある観光地の形成に取り組む。 また、仙台圏、首都圏の国内観光客と訪日外国人をターゲットとしたプロモーションを展開し、誘客拡大を図る。
	一関市の役割	関係機関・団体と連携し、地域資源の活用と魅力を発信するとともに、滞在型観光の推進と受入環境の整備を進め、世界遺産「平泉」を中心とする観光地の魅力向上に努める。
	平泉町の役割	関係機関・団体と連携し、地域資源の活用と魅力を発信するとともに、滞在型観光の推進と受入環境の整備を進め、世界遺産「平泉」を中心とする観光地の魅力向上に努める。
企業の育成等の工業振興	取組の内容	産学官連携及び圏域内企業間連携による企業の技術開発等を促進し、新たな産業や事業の創造を目指す。 また、圏域の中小企業の育成を支援するとともに企業が立地しやすい環境整備と企業誘致及び事業誘致の活動に取り組む。

	一関市の役割	公益財団法人岩手県南技術____センターや一関工業高等専門学校等を活用した産学官の連携など、 <u>地域内企業連携の一層の促進を促し、競争力のある産業の育成を図るほか、企業誘致活動を積極的に行う。</u>
	[略]	
農産物のブランド化などの農業振興	取組の内容	圏域の豊かな農産物資源等を活用した付加価値の高い商品____や <u>販路開拓に対する支援に取り組む。</u>
	一関市の役割	<u>圏域の農産物の知名度向上と、消費者からの適正評価を得るため、生産者組織等が実施する販売促進活動等の支援を行う。</u>
	平泉町の役割	<u>生産者組織等が実施する販売促進活動等の支援を行う。</u>

	一関市の役割	公益財団法人岩手県南技術 <u>研究</u> センターや一関工業高等専門学校等を活用した産学官の連携____、 <u>圏域内企業連携の一層の促進を図る。</u> <u>また、競争力のある企業の育成を図るほか、企業誘致及び事業誘致の活動を積極的に行う。</u>
	[略]	
農産物のブランド化などの農業振興	取組の内容	圏域の豊かな農産物資源等を活用した付加価値の高い商品開発や、 <u>新たな顧客の開拓と販路構築のための取組を支援する。</u>
	一関市の役割	<u>生産者等が行う圏域の農産物の知名度向上と、その価値と魅力について消費者の理解と関心を高める販売促進活動や、農産物の付加価値向上への取組等の支援を行う。</u>
	平泉町の役割	<u>生産者等が行う販売促進活動や農産物の付加価値向上への取組等に対する支援を行う。</u>
事業承継・産業人材の確保	取組の内容	<u>圏域における産業を将来にわたって持続、発展させるため、圏域内の事業体等の魅力を発信し、人材の確保に取り組むとともに、起業・創業を支援する。</u>
	一関市の役割	<u>若者に対し、圏域内の事業体等への理解を深め、産業の担い手となる人材の確保、定着、育成の取組を進めるとともに、起業・創業希望者が事業の立ち上げから持続的な経営を確立できるよう支援を行う。</u>
	平泉町の役割	<u>産業の担い手となる人材の確保等の対策を支援するとともに起業・創業の支援を行う。</u>

(4) 教育及び文化

教育環境の整備や教育内容の充実	取組の内容	安全な教育環境の確保とあわせ、家庭、学校、地域、行政が一体となって子どもたちを育てていく環境を目指し、個性を大切にしながら確かな学力と豊かな人間性を培い、国際理解や郷土理解の学習など総合的な人づくり教育に取り組む。
	一関市の役割	確かな学力を育むため、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな指導や生きる力の育成や豊かな人間性を育むための教育を推進する。
	平泉町の役割	確かな学力を育むため、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな指導や生きる力の育成や豊かな人間性を育むための教育を推進する。
生涯学習環境の充実やスポーツ活動の振興	取組の内容	圏域住民の多様な学習ニーズに沿った事業を図り、自主性を基本に据えながら地域づくりに発展する生涯学習の展開を目指すとともに、文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、文化施設や社会体育施設の相互利用を推進するなどスポーツに親しめる環境整備に取り組む。
	[略]	
世界遺産「平泉」の構成資産及び個別資産の調査研究	取組の内容	世界遺産「平泉」の拡張登録に向け、平泉文化及び個別資産の調査研究を進めるとともに、包括的保存管理計画に基づく保存管理に取り組む。

(4) 教育及び文化

教育環境の整備や教育内容の充実	取組の内容	安全な教育環境の確保と併せ、家庭、学校、地域、行政が一体となって子どもたちを育てていく環境を目指し、個性を大切にしながら確かな学力と豊かな人間性を培い、国際理解や郷土理解の学習など総合的な人づくり教育に取り組む。
	一関市の役割	心豊かにたくましく、郷土の誇りを未来につなぐ人材を育むため、地域と連携した様々な体験活動の実践や国際性を身に付けるための教育を推進する。
	平泉町の役割	学校、家庭、地域、行政の連携のもと、子どもたちの多様な個性と能力を伸ばし、社会を担う人材育成を推進する。
生涯学習環境の充実やスポーツ活動の振興	取組の内容	住民の多様な学習ニーズに沿った事業を実施し、自主性を基本に据えながら地域づくりに発展する生涯学習の展開を目指すとともに、文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、文化施設や社会体育施設の相互利用を推進するなどスポーツに親しめる環境整備に取り組む。
	[略]	
世界遺産「平泉」の構成資産及び個別資産の調査研究	取組の内容	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向け、平泉文化及び個別資産の調査研究を進めるとともに、包括的保存管理計画に基づく保存管理に取り組む。

と保存管理	[略]	
	平泉町の役割	世界遺産「平泉」の <u>文化遺産</u> と併せ個別資産の調査研究及び保存に努める。

(5) 消防防災

消防防災体制などの充実	取組の内容	災害に備える <u>圏域</u> 住民の防災意識を高めるとともに、消防力や予防体制の強化、救急・救助体制の充実に取り組む。
	一関市の役割	消防防災体制を整備し、 <u>圏域</u> 住民の安全・安心を確保する取組を推進するほか、関係機関と連携し、 <u>住民</u> の防災意識の向上に努める。
	平泉町の役割	関係機関と連携し、 <u>住民</u> の防災意識の向上を図り、 <u>安心安全</u> な圏域づくりに努める。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

バス等の地域公共交通の維持	取組の内容	人口減少及び高齢化の進展を見据え、 <u>圏域内外を結ぶ生活交通手段を維持確保するため、公共交通ネットワークの強化</u> に取り組む。
	一関市の役割	<u>圏域</u> 住民の日常生活に不可欠な交通手段を確保し、 <u>地域間の交流及び福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、効率的な生活バス路線及びコミュニティ交通などの利用促進活動に努める。</u>
	[略]	

(2) 交通インフラの整備

[略]

(3) 協働のまちづくり

と保存管理	[略]	
	平泉町の役割	世界遺産「平泉」の <u>構成資産</u> と併せ個別資産の調査研究及び保存に努める。

(5) 消防防災

消防防災体制などの充実	取組の内容	災害に備える___住民の防災意識を高めるとともに、消防力や予防体制の強化、救急・救助体制の充実に取り組む。
	一関市の役割	消防防災体制を整備し、___安全・安心を確保する取組を推進するほか、関係機関と連携し、 <u>市民</u> の防災意識の向上に努める。
	平泉町の役割	関係機関と連携し、 <u>町民</u> の防災意識の向上を図り、 <u>安全・安心</u> な圏域づくりに努める。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

バス等の地域公共交通の維持	取組の内容	人口減少及び高齢化の進展を見据え、 <u>住民や圏域への来訪者の移動を支える</u> ___公共交通ネットワークの <u>維持、確保</u> に取り組む。
	一関市の役割	<u>交流の促進と地域の暮らしを支える公共交通ネットワークを関係機関と連携して確保する。</u> あわせて、公共交通の利便性、効率性の向上を図り、利用しやすい環境を整える。___
	[略]	

(2) 交通インフラの整備

[略]

(3) 協働のまちづくり

行政と協働した 地域づくり	取組の内容	<u>行政、住民、各種団体等が相互に支え合うまちづくりに取り組む。</u>
	一関市の役割	<u>市民と行政が役割分担をしながら共通の目標に向かってまちづくりに取り組む圏域づくりを推進する。</u>
	平泉町の役割	<u>町民と行政が役割分担をしながら共通の目標に向かってまちづくりに取り組む圏域づくりを推進する。</u>

(4) 地域内外の住民との交流、移住促進

移住定住の促進	取組の内容	<u>移住定住に関する情報を一本化し、移住者の選択肢を広げ移住を促進するため、移住支援に関する情報を共有し、連携して移住希望者への情報発信に取り組む。</u>
	一関市の役割	<u>圏域への移住希望者へ生活情報や居住情報の発信に努め、移住定住を促進する。</u>
	平泉町の役割	<u>移住希望者へ生活情報や居住情報の発信の支援を行い、移住定住を促進する。</u>

住民が主体となった協働の 地域づくり	取組の内容	<u>住民が主体となった住み良い地域を形成するため、住民、地域、行政など多様な担い手がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動について、話し合いを継続しながら、合意を基に協力して行動する協働のまちづくりに取り組む。</u>
	一関市の役割	<u>多様な主体と行政が役割分担し、相互に支え合い、補完しながら、地域課題の解決や地域づくりに取り組む市民、地域と行政の協働を進める。</u>
	平泉町の役割	<u>町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民と行政との協働体制の確立を進める。</u>

(4) 地域内外の住民との交流、移住促進

移住定住の促進	取組の内容	<u>圏域への移住希望者や圏域外に居住する圏域出身者を惹きつけ、移住につなげるよう、当圏域での暮らしの情報発信や移住促進のための取組及び若者の地元定着と出会いの場の創出を連携して進める。</u>
	一関市の役割	<u>圏域への移住希望者や圏域外に居住する圏域出身者へ生活情報や居住情報、雇用情報などを発信し、移住定住を促進するとともに若者の出会いの場を創出する。</u>
	平泉町の役割	<u>圏域への移住希望者や圏域外に居住する圏域出身者へ生活情報や居住情報、雇用情報などを発信し、移住定住を促進するとともに若者の出会いの場を創出する。</u>

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 中心市等における人材育成

圏域市町職員 の育成	取組の内容	職員の合同研修や人事交流などを通じて、 地域をけん引する人材の育成に取り組む。
	一関市の役割	圏域の地域づくりをけん引するリーダー を育成するための研修や人事交流研修を行 う。
[略]		
[略]		

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 中心市等における人材育成

圏域市町職員 の育成	取組の内容	職員の合同研修_____などを通じて、 地域をけん引する人材の育成に取り組む。
	一関市の役割	圏域の地域づくりをけん引するリーダー を育成するための研修_____を行 う。
[略]		
[略]		

議案第30号

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～19 [略]	附 則 1～19 [略] <u>(給料に関する特例)</u> 20 <u>平成31年3月1日から同月31日までの間における市長の給料月額</u> <u>は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する市長の給料月額から</u> <u>当該額に10分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。